

第6回岡山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議 次第

日 時：令和4(2022)年12月19日(月)
17:30～

場 所：3階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 疑い事例(4例目)の概要について

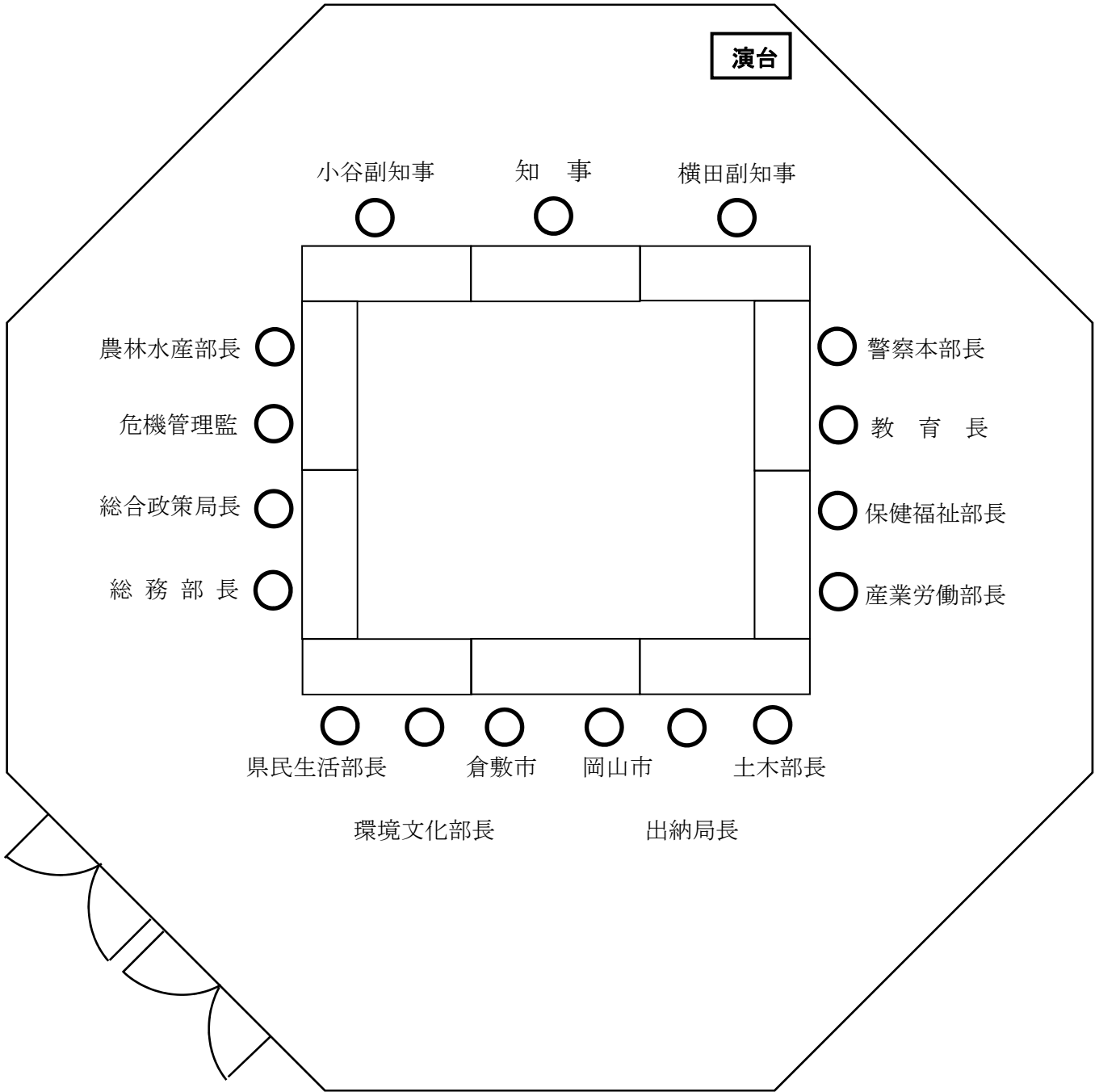
(2) 今後の防疫対応方針について

(2) その他

3 閉 会

第 6 回岡山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議 配席図

令和 4 (2022) 年 1 2 月 1 9 日 (月)
場所：県庁 3 階 大会議室



令和 4 年12月19日

疑い事例の概要について

1 農 場 の 概 要

- (1) 農場所在地 久米郡美咲町
- (2) 飼 養 状 況 あひる (あいがも) 約2.3万羽

2 これまでの状況

- 12月19日(月) 8時20分 農場主から津山家畜保健衛生所に通報
- 10時20分 農場への立入検査を実施
 - 簡易検査 13羽中6羽で陽性を確認
- 14時20分 岡山家畜保健衛生所にて簡易検査
 - (2回目) 陽性を確認
- 15時30分 遺伝子検査等を開始
- 17時30分 第6回県対策本部を開催(公開)

3 今 後 の 予 定

- 12月20日(火) 7時00分 遺伝子検査の結果判明
 - 遺伝子検査の結果、疑似患畜と判定された場合、殺処分を開始

令和4年12月19日

今後の防疫対応方針について

1 主な防疫措置

(1) 農場における殺処分等(24時間体制)

- ・殺処分は、疑似患畜確定(12月20日7時00分)後から実施予定
- ・処分家さんは県内の施設で焼却実施予定
- ・汚染物品は農場内に埋却し、埋却作業は疑似患畜確認後から実施予定

(2) 移動及び搬出制限

感染拡大を防止するため、家さん等の移動、搬出を制限する区域を設定する。(別添参照)

①移動制限

- ・発生農場から半径3km以内の区域について移動制限区域を設定する。

制限区域内農場 1戸 約100羽

関連施設 1カ所

②搬出制限

- ・半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域を設定する。

制限区域内農場 11戸 約268万羽

関連施設 1カ所

(3) 消毒ポイント

発生農場周辺への感染拡大を防止すること、移動制限区域の外側、搬出制限区域の外側への感染拡大を防止するため、発生農場周辺、半径3km及び10km地点付近に消毒ポイントを設置する。(別添参照)

4カ所設置予定

津山市 2カ所

美作市 1カ所

久米南町 1カ所

2 防疫従事者

- (1) 農場での殺処分、焼却施設・消毒ポイント運営等に必要の人数は調整中
- (2) 自衛隊への災害派遣要請
要請しない

3 調査・検査

- (1) 疫学調査
発生農場における過去 21 日間の家きん、人及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連のある家きんに関する調査を実施する。
- (2) 発生状況確認検査
患畜又は疑似患畜判定後、原則 24 時間以内に移動制限区域の農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。
- (3) 清浄性確認検査
発生農場防疫措置の完了後 10 日が経過した後に(2)と同様の検査を実施する。

4 移動制限の解除

鳥インフルエンザの継続発生がない場合は、全ての発生農場防疫措置完了後 21 日を経過後に移動制限を解除する。

5 風評被害の防止

感染した家きん肉及び家きん卵が市場に出回ることはなく、また、家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは報告されていないことを PR する。

6 注意喚起の徹底

県民、県内家きん農場、市町村、関係機関・団体への情報提供、注意喚起を随時実施する。

また、ホームページに防疫情報等を随時掲載し更新する。

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う制限区域における消毒ポイント

(発生農場から半径約10km範囲内)

区分	設置時刻	場 所	家保名・消毒NO	名称	所在地	設置方式
緊急設置		消毒ポイントNo.1	津・消毒042	県津柵-5(路肩)	津山市押淵20番地 他	引き込み式
順次設置		消毒ポイントNo.2	津・消毒051	美作アリーナ駐車場	美作市中山1200	引き込み式
緊急設置		消毒ポイントNo.3	津・消毒079	久米南町民運動公園	久米南町上弓削1500	引き込み式
順次設置		消毒ポイントNo.4	津・消毒020	西部運動公園	津山市二宮420	引き込み式

地図

